

岩手県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
藤井歯科医院	釜石市浜町三丁目7番5号	平成23年10月31日
大迫中央薬局	花巻市大迫町大迫第13地割8番地1	平成25年1月31日
おおうち消化器内科クリニック	宮古市館合町1番8号	平成25年2月28日
村上歯科医院	奥州市水沢区三本木14番地1	〃